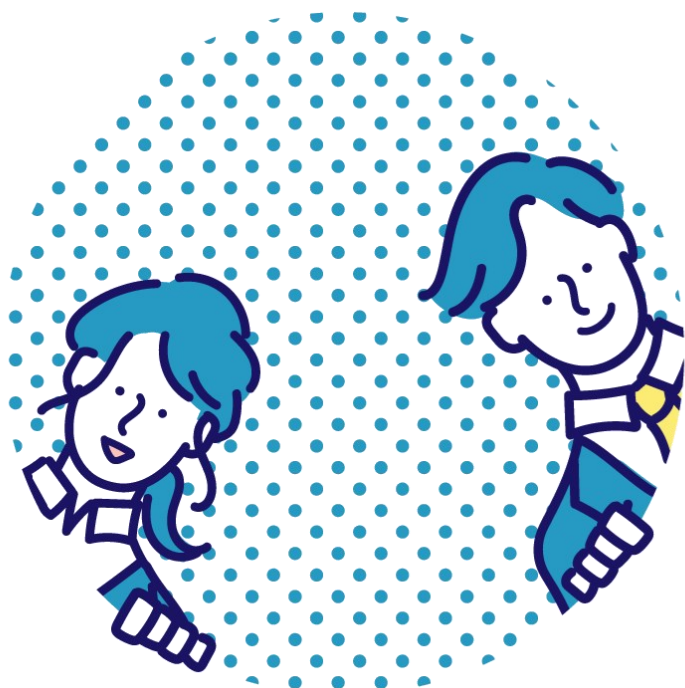


介護福祉士を目指すあなたを応援します！

令和5年度 埼玉県 福祉系高校 修学資金 貸付のご案内



福祉系高校に通い介護福祉士を目指す方へ、

入学時・在学中・就職時に必要な資金を無利子でお貸しします。

お貸しした資金は卒業後 **埼玉県内の社会福祉施設等** で

3年間働いた場合、全額が返済不要 となります。



《入学時》

修学準備金 **3万円**

《在学期間》

介護実習費 **3万円/年間**

国家試験受験対策費 **4万円/年間**

《就職時》

就職準備金 **20万円**

※上記金額を上限に**無利子**でお貸し付けします。利用する場合は、**連帯保証人**が必要です。

令和5年度申込期間 ※学校が取りまとめ、県社協へ提出する期限

令和5年11月27日(月)～令和6年1月31日(水)



裏面も
チェック

◆ 問い合わせ先 ◆ 社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会 福祉人材センター

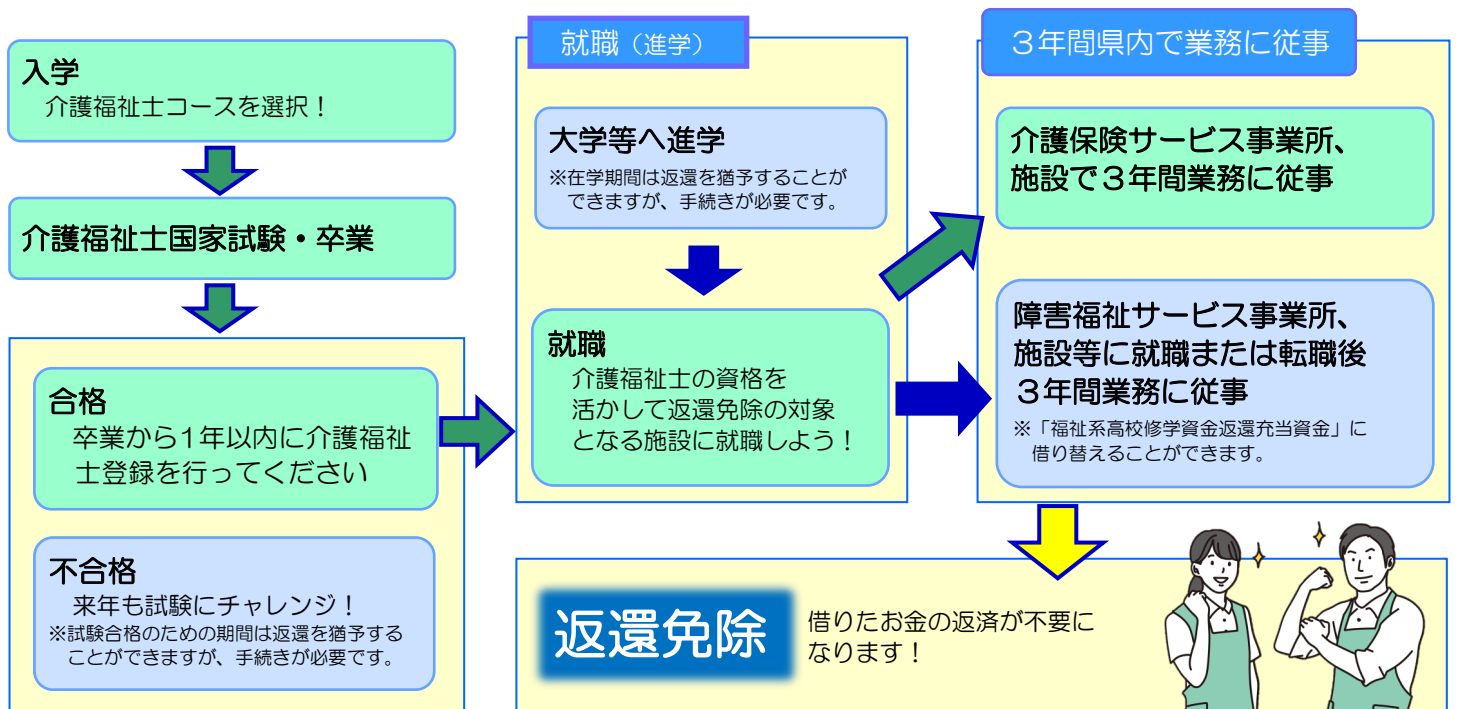
〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ内

TEL 048-824-3370

令和5年度版

◆ 返還免除の要件 ◆

福祉系高校を卒業後、1年以内に介護福祉士登録を行い、県内の社会福祉施設等に就職し、**3年間継続して介護職員等の業務に従事した場合**、借りた資金の返還が免除されます。返還免除には1年ごとに「業務従事届」等の提出など、所定の手続きが必要です。



○ 返還免除の対象となる施設・業務について

「返還猶予又は返還免除を受けることができる対象施設・事業所等、及び職種の一覧表※」のうち、

- ① 介護保険サービス事業所における介護職員 ⇒ **福祉系高校修学資金の対象**
- ② ①以外の施設、事業所 ⇒ **福祉系高校修学資金返還充当資金の対象**

※一覧表は、ホームページに掲載しています。



◆ 福祉系高校返還充当資金とは ◆

- ・介護分野で働く以外の進路を選択した際に、借りている貸付の種類を自動的に変更するものです。
※必ず介護福祉士を活かした就職をする必要があります。
- ・「福祉系高校修学資金返還充当資金貸付」への借り替えができるのは、1人1回までです。
- ・借り替えをした後、再度介護保険サービス事業所・施設に就職した場合、貸付金を返還いただきます。

◆ 留意事項 ◆

- ・退学された場合や介護福祉士として対象業務に従事しなかった場合、貸付金を返還していただきます。
- ・借受希望者が未成年の場合は、連帯保証人は法定代理人(親権者)となります。なお、連帯保証人は同等の責務を負います。
- ・転居、就職先、氏名の変更などがあつたときは、必ず福祉人材センターご連絡ください。

～貸付内容や条件等の詳細、申請書類はホームページに掲載しています～

